

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和5年9月
北 上 市

目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 北上市の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 農業・農村の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 農業経営基盤強化の促進に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

- 1 営農類型ごとの経営規模、生産方式の指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に 関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 関係機関と連携した就農等促進のための取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する 目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する
目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

- 1 第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の
基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準
その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行
う農作業の実施の促進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関す
る事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 6 利用権設定等促進事業に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第 6	その他	27
別紙 1	(第 2 の 1 (1) 関係)	28
別紙 2	(第 2 の 1 (2) 関係)	34
別紙 3	(第 2 の 1 (3) 関係)	35
別紙 4	(第 2 の 1 (4) 関係)	36
別紙 5	(第 5 の 6 (1) カ関係)	39
別紙 6	(第 5 の 6 (2) 関係)	40

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 北上市の概要

北上市は、岩手県のほぼ中央、北上盆地の中ほどに位置し、総面積は約43,755haである。地勢は、東部の丘陵地帯、西部の山岳地帯及び中央の平野部からなっており、平野部では東部を南に流れる北上川と中央部を横断して東に流れる和賀川が合流し、肥よくて広大な田園地帯を形成している。

北上市の農業は、この恵まれた自然条件を活かし、水稻を基幹として野菜、畜産、果樹等を組み合わせた複合経営を主体に農業生産を展開してきた。

また、地理的表示(GI)保護制度へ登録されている二子さといもの生産が伝統的に行われてきたほか、ピーマン、アスパラガス、小菊などの園芸作物の導入や「きたかみ牛」ブランドで知られる畜産が積極的に行われている。

北上市の農業構造については、昭和30年代以降工業団地の造成を契機として兼業化が進み、恒常的就労による安定的兼業農家の割合が高くなっているが、近年一層の兼業化の進展によって基幹的農業従事者が大幅に減少するとともに、高齢化も進んできており、担い手不足が深刻化している。

こうした中で、特に兼業農家の労働力の高齢化に伴い、機械更新時や世代交代等を機に、農地を手放すものが増えてきており、そうした農地については、地域の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた経営体（以下「認定農業者」という。）等の担い手へ農地の集積を進めてきている。

また、大豆や麦の共同生産、共同出荷に取り組む生産組合や集落営農組織が各地域で組織化され、農地集積等における土地利用調整の役割を担ってきたところだが、水稻部門を含めた地域農業の維持発展のため集落営農組織が法人化することで地域の農地を借り受け、経営基盤強化を図りながら担い手を確保していく取組みが求められる。

一方、中山間地域においては、基幹的農業従事者の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は認定農業者等の担い手に集積されない農地について、一部遊休農地となっており、これを放置すれば周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

2 農業・農村の基本方針

こうした状況に対処するため、北上市では、北上市総合計画2021～2030を策定し「力強い地域経済の創出」、「多様な人材が働きやすい環境の向上」を目指すこととしている。

また、市内各地域においては、地域のあるべき姿や地域の中心となる経営体（以下「中心経営体」という。）を明確化した地域農業マスタープランを作成し、その目標実現に向けた取組みを展開している。

今後は、農地中間管理事業及び農地中間管理機構の特例事業（以下「農地中間管理事業及び特例事業」という。）の活用等により中心経営体の育成を進めるとともに、北上市総合計画に基づいた施策を推進することにより、これら経営体の収益力向上を促進し、経営基盤の強化を図るものとする。

(1) 次世代に向けた後継者の育成

優れた農業経営体の育成と確保は喫緊の課題であることから、既存農家の親元就農等を支援し、後継者を確保するとともに、関係機関及び団体の連携により、新規就農しやすい環境及び起業支援体制を整備し、国の事業を活用した新規就農を推進する。

また、既存の農業者に対しては、規模拡大や複合経営などの農業経営の高度化を促すとともに、法人化を支援していく。

(2) 収益性及び品質の向上

農畜産物の生産性や農作業の効率性を高めるため、ICT技術などの先端技術を取り入れたスマート農業機械等の導入を支援して、農業収益の向上を図る。

土地利用型農業においては、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化、小規模基盤整備による作付け不利地の解消、転作田における業務用野菜等の高収益作物の栽培促進により規模拡大を推進する。

また、二子さといもの品質維持向上と地理的表示(GI)保護制度の活用や、きたかみ牛における消費拡大に向けたPR強化など、農畜産物のブランド力向上を図る。

園芸作物においては、二子さといも、ピーマン、アスパラガス及び小菊等の重点作目の栽培拡大並びに栽培技術の継承の仕組みを作り、園芸産地力の強化を図る。

(3) 農商工連携による地域産業の振興

農商工連携を支援する仕組みを構築するほか、北上市産業支援センターと北上

市農業支援センターにおける相談案件の共有を図り、地域資源を活用した物産開発に向けたセミナー開催や、農業者と商工業者双方のニーズがマッチする機会を設定するなど、継続して支援していく。

(4) 効率的な生産体制の構築

規模拡大を図る生産者が、高性能な機械の導入や共同利用施設の整備及び基盤整備などにより低コストで効率的な生産体制を構築する取り組みを支援するとともに、高収益化を図るため農地中間管理事業等を活用した更なる農地の集積・集約化に取り組む。

また、地域への基盤整備（ほ場整備）事業の説明などにより、農家の負担額軽減のしくみや基盤整備事業による生産効率の向上などの理解を促進するほか、地域が抱える課題を抽出し、課題解決に向けた話し合いなど、基盤整備事業の推進に意欲的に取り組む地域を支援する。

3 農業経営基盤強化の促進に関する方針

(1) 将来に向けて目指すべき農業経営

北上市は、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう将来（10年後）育成すべき効率的かつ安定的な農業経営及び新たに農業経営を営もうとする青年等が当面目指すべき農業経営の指標を明らかにするものとする。

具体的な経営の指標は、北上市において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、主業農家が、農業経営において、地域における他産業従事者並の年間総労働時間で、地域他産業従事者と遜色のない生涯所得を実現し得る年間農業所得を確保するものとし、これらの経営が北上市農業生産の大部分を占める農業構造を確立していくことを目指す。

また、このような農業構造への転換を着実に進めていくためには、円滑な世代交代が不可欠であり、次代を担う新規就農者の育成・確保を図るものとする。

(2) 多様性に富んだ担い手の育成支援

地域農業生産の中核となる中心経営体については、農業生産の基盤である農用地の保全や農業生産の安定性及び継続性を確保し、地域農業の一層の展開を図るため、その主体となる主業農家、農業生産組織・法人などの多様な担い手を育成する。農業労働力の減少、高齢化の進行、農家の経営志向の分化が進む中で地域農業の維持・発展を図るために家族経営協定の締結と農業経営改善計画の共同申請により、女性農業者の経営参画を促進するとともに、農業技術や経営管理等に対する支援を行う。また、主業農家を中心に準主業農家や副業的農家、自給的農

家も参加し、地域において農業資源を高度に利活用する「集落地域ぐるみ農業」を展開するとともに、これを支援するため、農地、労働力、農業施設・機械などの効率的な利用調整機能を担う調整機関の整備を進める。

特に、法第12条の「農業経営改善計画の認定制度」、法第14条の4の「青年等就農計画の認定制度」については、両制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会及び農地中間管理機構の支援による農用地利用のこれら認定農業者及び認定新規就農者への集積を図るのはもちろんのこと、その他の支援措置についても集中的かつ重点的に実施することとし、北上市が主体となり、農業協同組合、農業改良普及センター等、関係機関及び団体が十分なる相互の連携を図っていくものとする。

(3) 新規就農者に対する支援

新たに農業経営を営もうとする青年等に対しては、それぞれの発展段階に応じた、生産技術や経営手法の習得を誘導するとともに、就農計画の実現に必要な農地や機械などの生産基盤の確保など、関係機関及び団体や地域の生産組織等が連携した重点的な支援を実施する。

(4) 各々の特性にあった農地の集積・集約化

農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を結びつけて利用権設定等を進める。

農地の集積を進めるに当たっては、地域の実情に応じて農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業及び特例事業の積極的な活用を図り、地域ごとの農地の利用の実態に配慮して円滑な集積を推進する。

農地の集約化を進めるに当たっては、圃場が分散していることによる移動時間の削減や作業効率の向上を行うために、担い手同士の圃場の交換を主として推進していく。

地域での話し合いを進めるに当たっては、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び農地の集積・集約化を進めるため、地域農業マスタープランにて定義される中心経営体が方針や具体策を話し合う場として、北上市内の全地域において立ち上げた「農地集約化検討会」を活用する。

(5) 法人化の推進

法人形態のもつ各般の利点や雇用就農の受け皿としての役割などを踏まえ、農業生産組織を農地所有適格法人等の組織経営体への発展母体として位置づけ、オ

ペレーターの育成、受委託の促進等を図るなかで、熟度の高い経営体を対象として法人化を推進する。

(6) 農業経営に係る指導と研修

北上市では、市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区などで構成する北上市農業再生協議会が中心となって集落営農等の重点的指導を行うほか、農業経営改善計画の認定を受けた農業者若しくは生産組織等又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協基幹支店単位の研修会等を関係機関及び団体と連携し実施していく。

(7) 中心経営体への支援

北上市は、地域農業マスタープランで位置づけられた「対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針」を達成するため農地の集積・集約化や認定農業者をはじめとした中心経営体への支援を実施する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の営農類型の指標は次のとおりである。

1 営農類型ごとの経営規模、生産方式の指標

(1) 個別経営体

ア 北上市における営農類型及び経営規模に対応する生産方式の指標は、別紙1のとおりである。

イ 各営農類型と経営規模は、標準的な家族経営を想定して、1経営体あたりの年間所得が570万円程度を確保できる経営（主たる従事者1人、配偶者又は後継者等の家族従事者は1人、主たる従事者の年間所得は420万円程度）を提示した。

また、労働時間は、主たる従事者2,000時間、従たる従事者1,000～1,500時間とし、これを超える場合には、雇用を取り入れる体系とした。

(2) リーディング経営体

ア 北上市における営農類型及び経営規模に対応する生産方式の指標は、別紙2のとおりである。

イ (1)の個別経営の年間所得目標を達成した経営体については、地域農業をけん引するリーディング経営体（年間所得おおむね1,000万円以上）へ育成する。

(3) 集落型の農業法人（特定農業法人など）

ア 北上市における営農類型及び経営規模に対応する生産方式の指標は、別紙3のとおりである。

イ 主たる従事者2人が中心となり、30～40haの営農規模で、集落営農の発展を目指す農業法人の営農類型とした。

ウ 主たる従事者が1で掲げる他産業並みの労働時間（年間2,000時間）で、地域その他産業従事者と遜色ない生涯所得（年間所得420万円）に到達する体系とし、組織の構成員に対しては、作業従事に見合う賃金と借地料を支払うものとする。

(4) 新たに農業経営を営もうとする青年等

ア 北上市における営農類型及び経営規模に対応する生産方式の指標は、別紙4のとおりである。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等にあつては、技術や経営能力の向上に要する期間や段階的な規模拡大の状況などを勘案して、就農5年後の農業経営の年間所得が「就業後間もない他産業従事者」並の250万円程度を確保できる経営とする。

2 経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指針

経営管理の方法	農業従事の態様等
<ul style="list-style-type: none">・ 経営改善計画の達成に向け、単年度毎の取組内容を記載した単年度経営計画の作成と実践・ 農業経営・就農支援センターその他専門家の積極的な活用・ 複式簿記記帳による経営と家計の分離・ 研修等による経営管理能力の向上・ 経営体質の強化のための自己資本の充実・ 経営内の役割の明確化・ 生産工程管理（GAP）の実施・ 必要に応じ、法人形態への移行・ 青色申告の実施	<ul style="list-style-type: none">・ 労働評価の適正化と家族経営協定の締結に基づく給料制の導入・ 休日制の導入、ヘルパーの活用等による計画的な休日の確保・ 作業量に応じた臨時雇用等労働力の確保・ 農作業環境の改善、休憩時間の確保等による労働の快適化、安全性の確保・ 法人経営においては、従事者全員及び雇用者の社会保険の加入、厚生施設等の充実

第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他の支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

北上市の農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得などの受け入れ体制の整備、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

2 関係機関と連携した就農等促進のための取組

北上市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、定例の会議開催により情報共有を図るほか、農業改良普及センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供をはじめとするサポートを行う。

さらに、新規就農者等が青年等就農計画に基づき、確実な定着、経営発展できるよう必要なサポートを実施することとし、計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導・地域への定着を支援する。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に示すような営農類型による効率的かつ安定的な農業経営を育成した場合、これらの農業経営が、地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標及び農用地の面的な利用集積についての目標は、次のとおりである。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	目標年次	摘 要
おおむね 80 %	令和12年度	個別経営、集落型の農業法人等の地域における農用地利用面積のシェアの目標である。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的利用集積についての目標
第2に示すような営農類型による効率的かつ安定的な農業経営を営むものが、農用地を効率的に利用し得るよう、これらの者への面的利用集積を促進しその割合が高まるよう努める。また、地域の合意形成を図りながら、まとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、更なる担い手への農用地の集積を加速させる。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積・集約化に関する目標等を達成するため、北上市農業再生協議会を活用し、関係機関及び団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組みを促進する。その際、関係機関及び団体とともに、こうした取組みが効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証する。

なお、農用地の効率的かつ総合的な利用を促す観点から、農地の集積・集約化に関する取組みを進める際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の中で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととし、地域ごとの農用地の利用の改善については、次により進めることとする。

(1) 都市的地域及び平地農業地域である、黒沢尻、立花、飯豊、二子、相去、鬼柳、江釣子、藤根地区では、水稻、麦、大豆の作付けが中心となっており、認定農業

者や集落営農組織等に農地の利用集積が進んでいる。

しかしながら、経営体によっては農地が分散した状況にあり、経営上の課題となっていることから、農用地の利用関係に関する地域内の合意形成のもとに農用地の面的利用集積を促進することが重要となっている。

このため、北上市は、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関及び団体と連携し、利用権設定等促進事業、農地中間管理事業及び特例事業の促進を図り、面的なまとまりをもった条件下で、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織が効率的かつ安定的な農業経営が行えるよう努める。

- (2) 中山間農業地域である更木、黒岩、口内、稲瀬、横川目、煤孫、岩崎地区では水稻、麦、大豆の作付けが中心であるが、葉菜・果菜類などの園芸作目や肉用牛などの畜産も盛んであり、複合経営を行う認定農業者や集落営農組織等に対する農地の利用集積が進んでいる。

しかしながら、経営体によっては農地が分散した状況にあり、経営上の課題となっていることから、農用地の利用関係に関する地域内の合意形成のもとに農用地の面的利用集積を促進することが重要となっている。

このため、北上市は、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関及び団体と連携し、農用地利用改善事業、利用権設定等促進事業、農地中間管理事業及び特例事業実施の促進を図り、面的なまとまりをもった条件下で、集落営農組織等が効率的かつ安定的な農業経営が行えるよう努める。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

北上市は、岩手県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、北上市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

北上市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を、農地集約化検討会の場において、それぞれの地域における方針や具体策を継続的に話し合い、実施するものとする。

以下、個別事業ごとに述べる。

1 第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場については、地域農業マスタープランにて定義される中心経営体が方針や具体策を話し合う場として、北上市内の全地域において立ち上げた「農地集約化検討会」を活用することとし、開催の時期については、各地区において立ち上げの際に設定した時期に開催する。

なお、協議の開催にあたっては、農業者、市、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、県、その他関係者の参加を想定することとし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行い、農業者への通知やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

協議の場の参加者等から協議事項にかかる問合せへの対応を行うための窓口は、市農林部農業振興課に設置する。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで地域農業マスタープランの実質化が行われている区域を基に設定することとし、様々な努力を図ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による保全を検討することとする。

地域計画の策定にあたっては、関係機関と連携しながら、協議の場の運営から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているかどうかの進捗管理を、定期的実施することとする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

北上市は、農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施の促進を図る。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認め

られる区域とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地利用の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

(イ) 農用地利用改善事業の実施区域

(ウ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

(エ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

(オ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(カ) その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

ア (2)に規定する区域をその区域とする農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下、「基本要綱」という。)様式4号の認定申請書を北上市に提出して、農用地利用規程について北上市の認定を受けることができる。

イ 北上市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

(ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

(イ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために

適切なものであること。

(ウ) (4)のアの(エ)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資すること。

(エ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ 北上市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への提示等により公告する。

エ アからウの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

ア (5)のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成する観点から、特定農業法人又は特定農業団体を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、(4)のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

(ア) 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

(イ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

(ウ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

ウ 北上市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)のアの認定をする。

(ア) イの(イ)に掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

(イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

エ イで規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利

用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

ア (5)のイの認定を受けた団体（以下「認定団体という。」）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有権以外の権限に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（当該農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

イ アの勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人又は特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

ア 北上市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

イ 北上市は、(5)のアに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（岩手県農業公社）等の指導、助言を求めてきたときは、北上市農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの関係機関及び団体が一体となって総合的・重点的な支援、協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

北上市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受託のあっせんの促進

- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用効率化等を図るための農作業受託促進の必要性の普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申し出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

なお、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業時の受委託を促進するための環境の整備を検討していく。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

北上市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成を推進する。このため、関係機関及び団体と連携を図り、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成する事業については、より多くの若い新規就農者を地域の中心的な担い手として定着させるため、栽培技術や農業経営に関する知識と技能の効果的な習得を支援する。

さらに、国の事業を活用した就農準備や就農直後の経営確立、青年等就農資金を活用した生産条件の整備を図り、早期経営安定や定着を支援する。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

北上市は、1～4に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 北上市は、農業農村整備事業管理計画によるかんがい排水事業等による農業生産基盤整備を進めるとともに、産地直売施設、野菜・果樹選果施設、生産管理用機械設備等の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていく上での条件整備を進める。

イ 北上市は、経営所得安定対策への積極的な取組みによって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成に資するように努める。

ウ 北上市は、地域農業マスタープランの実現に向けた積極的な取組みによって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の育成に資するように努める。

エ 北上市は、農村環境整備関連事業の推進を図るとともに、管理型浄化槽等の設置を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

オ 北上市は、農地中間管理機構が持つ農用地等の利用条件の改善等の機能を活用するなど、農地中間管理事業及び特例事業と相互に補完することにより、農用地等の所有者及び貸付等の相手方双方の意向を踏まえ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の面的集積が促進されるよう努める。

カ 北上市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資するように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

ア 事業推進体制等

北上市は、北上市農業再生協議会において、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。当協議会においては、この検討結果を踏まえ、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、関係機関及び団体ごとの活動計画を樹立する。

このような長期活動計画と併せ、地域農業のあるべき姿や中心経営体等を明確化した地域農業マスタープランの実現に向け、新規就農者や中心経営体を認定農業者へ誘導するとともに、県や県段階の協議会等と協力しながら、認定農業者の経営改善計画や認定新規就農者の青年等就農計画の達成に必要な生産方式の合理化、経営管理の高度化、農業従事の態様の改善のための指導者研修

等を実施する。

また、認定農業者が経営改善計画に沿って経営改善を着実に進めるため、農業経営・就農支援センターその他の専門的な知識を有する者の積極的な活用を促進する。

さらに、北上地方農林業振興協議会が策定した北上地方新規就農者確保・育成アクションプランの実行により、地域や産地が主体となった新規就農者の確保・育成体制の確立を図るものとする。

イ 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資するよう、協議会のもとで相互に連携を図りながら協力することとし、北上市は、このような協力の推進に配慮する。

6 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

ア 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依じてそれぞれ定めるところによる。

(ア) 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の a から e までに掲げる要件の全て（農地所有適格法人にあっては、a 及び d に掲げる要件の全て）を備えること。

a 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

b 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

c その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

d その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。

(イ) 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

イ 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合、当該者がアの(ア)の a 及び b に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、a に掲げる要件）の全てを備えているときは、アの規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

ウ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業及び法第7条第1項に掲げる事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

エ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他政令第5条で定める者を除く。）である場合は、次に掲げる全てを備えるものとする。

(ア) その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

(ウ) その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

オ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合は、アの規定にかかわらず、利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地の全てについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

カ アからオに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙5のとおりとする。

キ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、ウに規定する農業協同組合法第72条の10第2項の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ相当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙6のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

ア 北上市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から基本要綱様式第7号による開発事業計画書を提出させる。

イ 北上市は、アの開発事業計画書が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続を進める。

(ア) 当該開発事業の実施が確実であること。

(イ) 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

(ウ) 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）に基づく開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

ア 北上市は、次の(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

イ 北上市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積

を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めることとする。

ウ この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日に翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

ア 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、北上市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

イ 北上市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認められるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を、北上市に申し出ることができる。

ウ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を、北上市に申し出ることができる。

エ イからウに定める申出を行う場合において、(4)のイの規定により定める農用地利用集積計画により利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

ア 北上市は、(5)のアの規定による農業委員会及びイからウまでの規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を参酌して農用地利用集積計画を定めるものとする。

イ ア、イに定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、北上市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

ウ 北上市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定める場合には、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る）について、その者の農業経営

の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、カの(ウ)に掲げる事項については、(1)のエに定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

ア 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

イ アに規定する者が利用権の設定等((1)のエに定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

ウ アに規定する者にイに規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

エ アに規定する者が設定又は移転を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間並びに当該利用権が賃借権である場合にあっては借賃及びその支払の方法、当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法、利用権の条件その他利用権の設定又は移転に係る法律関係

オ アに規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係

カ アに規定する者が(1)のエに規定する者である場合には、次に掲げる事項

(ア) その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

(イ) その者が毎事業年度の終了後3月以内に、改正前の農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号)第16条の2各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について北上市長に報告しなければならない旨

(ウ) その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

a 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

b 原状回復の費用の負担者

- c 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - d 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- キ アに規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

北上市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)のイに規定する土地ごとに(7)のアに規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者全ての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

北上市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)のアの規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨を市の掲示板への掲示等により公告する。

(10) 公告の効果

北上市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

北上市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告があった場合は、その写しを市農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

北上市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたとき

は、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

ア 北上市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)のエに規定する者(改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

(ア) その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

(イ) その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

(ウ) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

イ 北上市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

(ア) (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)のエに規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。

(イ) アの規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

ウ 北上市は、イの規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を市の掲示板への掲示等により公告する。

エ 北上市がウの規定による公告をしたときは、イの規定による取消しに係る賃借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

オ 農業委員会は、イの規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業及び特例事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、公益社団法人岩手県農業公社(以下「岩手県農業公社」という。)に連絡して協力を求め

るとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し、必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成18年8月3日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成20年5月1日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成22年4月30日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成25年4月22日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成26年10月31日から施行する。
- 6 この基本構想は、平成28年9月30日から施行する。
- 7 この基本構想は、令和3年9月30日から施行する。
- 8 この基本構想は、令和5年9月30日から施行する。

別紙 1 (第 2 の 1 (1) 関係)

[個別経営体]

No	営農類型	経営規模	生産方式
1	水稻 + 小麦	〈作付面積〉 水稻 15.0 ha 小麦 8.0 ha 〈経営面積〉 23.0 ha (うち借地 10.0 ha)	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 1台 田植機(6条) 1台 播種機(点播4条) 1台 乗用管理機 1台 コンバイン(5条) 1台 乾燥機(3.5t) 3台 他 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・必要に応じ、園芸品目を導入
2	水稻 (作業受託含) + 小麦	〈作付面積等〉 水稻 3.0 ha 作業受託 15.0 (水稻基幹 3 作業) 小麦 10.0 〈経営面積〉 13.0	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 1台 田植機(6条) 1台 播種機(点播4条) 1台 乗用管理機 1台 コンバイン(5条) 1台 乾燥機(3.5t) 3台 他 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・必要に応じ、園芸品目を導入
3	水稻 + 飼料用米	〈作付面積〉 水稻 15.0 ha 飼料用米 9.0 ha (直播栽培) 〈経営面積〉 24.0 ha (うち借地 9.6 ha)	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 1台 田植機(6条) 1台 直播オプション 1式 乗用管理機 1台 コンバイン(5条) 1台 乾燥機(3.5t) 3台 他 〈その他〉 ・飼料用米は直播栽培を導入
4	水稻 + W C S 用稲	〈作付面積〉 水稻 15.0 ha W C S 9.0 ha (直播栽培) 〈経営面積〉 24.0 ha (うち借地 9.6 ha)	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 1台 田植機(6条) 1台 直播オプション 1式 乗用管理機 1台 コンバイン(5条) 1台 乾燥機(3.5t) 3台 他 〈その他〉 ・W C S は直播栽培導入、収穫期以降は作業委託

No	営農類型	経営規模	生産方式
5	水稻 + 野菜 + 菌茸	〈作付面積〉 水稻 6.0 ha アスパラガス 1.0 ha 菌床しいたけ 12,000 玉 〈経営面積〉 7.0 ha (うち借地 2.0 ha)	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1台 田植機(4条) 1台 コンバイン(3条) 1台 乾燥機(3.0t) 2台 フロントローダ 1台 ウレタン吹付ハウス 272 m ² 予冷庫 1台 他 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・補助事業による機械整備
6	水稻 + 野菜	〈作付面積〉 水稻 7.0 ha 里芋 1.0 ha トマト 0.3 ha 〈経営面積〉 8.3 ha (うち借地 3.3 ha)	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1台 田植機(4条) 1台 コンバイン(3条) 1台 乾燥機(3.0t) 2台 里芋掘取機 1台 移植機 1台 掻取機 1台 動力噴霧器 1台 パイプハウス 1棟 他 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・土づくりにより高品質生産 ・補助事業による機械整備
7	水稻 + 野菜	〈作付面積〉 水稻 5.0 ha ねぎ 2.5 ha アスパラガス 1.0 ha 〈経営面積〉 8.5 ha (うち借地 3.5 ha)	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1台 田植機(4条) 1台 コンバイン(3条) 1台 乾燥機(3.0t) 2台 野菜移植機 1台 動力噴霧器 1 m ² ねぎ収穫機 1台 選別機 1台 皮むき機 1台 フロントローダ 1台 他 〈その他〉 ・土づくりにより高品質生産 ・補助事業による機械整備
8	水稻 + 野菜	〈作付面積〉 水稻 8.0 ha トマト 0.3 ha 〈経営面積〉 8.3 ha (うち借地 3.3 ha)	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1台 田植機(4条) 1台 コンバイン(3条) 1台 乾燥機(3.0t) 2台 動力噴霧器 1台 パイプハウス 1棟 他 〈その他〉 ・機械化による灌水、施肥の省力化 ・補助事業による機械整備

No	営農類型	経営規模	生産方式
9	水稲 + 野菜	〈作付面積〉 水稲 8.0 ha きゅうり 0.3 ha 〈経営面積〉 8.3 ha (うち借地 3.3 ha)	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1台 田植機(4条) 1台 コンバイン(3条) 1台 乾燥機(3.0t) 2台 マルチスプレーヤ 1台 他 〈その他〉 ・補助事業による機械整備 ・作期の拡大
10	水稲 + 花き	〈作付面積〉 水稲 7.0 ha 小菊 1.2 ha 〈経営面積〉 8.2 ha (うち借地 3.2 ha)	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1台 田植機(4条) 1台 コンバイン(3条) 1台 乾燥機(3.0t) 2台 動力噴霧機 1台 花き用乾燥機 1台 フラワーバインダー 1台 他 〈その他〉 ・補助事業による機械整備 ・予約相対取引に対応できる長期安定出荷 ・優良品種及び開花調整技術の導入
11	水稲 + 果樹	〈作付面積〉 水稲 7.0 ha りんご 1.4 ha 〈経営面積〉 8.4 ha (うち借地 3.4 ha)	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1台 田植機(4条) 1台 コンバイン(3条) 1台 乾燥機(3.0t) 2台 他 〈その他〉 ・りんごは、早生、中生、晩生の組み合わせ ・改植による樹の更新 ・スピードスプレーヤ等農業機械は共同所有、共同利用 ・補助事業による機械整備
12	水稲 + 菌茸	〈作付面積〉 水稲 5.0 ha 菌床しいたけ 18,000 玉 〈経営面積〉 5.0 ha	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1台 田植機(4条) 1台 コンバイン(3条) 1台 乾燥機(3.0t) 2台 フィルム包装機 1台 ウレタン吹付ハウス 408 m ² 他 〈その他〉 ・補助事業による機械整備 ・菌茸による労働力の周年利用

No	営農類型	経営規模	生産方式
13	野菜 + 菌茸	〈作付面積〉 アスパラガス 1.5 ha 菌床しいたけ 18,000 玉 〈経営面積〉 1.5 ha (うち借地 1.5 ha)	〈資本装備〉 トラクター(20ps) 1 台 動力噴霧機 1 台 フロントローダ 1 台 フィルム包装機 1 台 ウレタン吹付ハウス 408 m ² 他 〈その他〉 ・補助事業による機械整備 ・菌茸による労働力の周年利用
14	野菜専作	〈作付面積〉 トマト 0.5 ha 〈経営面積〉 0.5 ha	〈資本装備〉 簡易ビニールハウス 5,000 m ² トラクター(20ps) 1 台 動力噴射機(自走式) 1 台 養液土耕栽培システム 1 台 他 〈その他〉 ・養液土耕栽培 ・収穫期に雇用を導入
15	野菜専作	〈作付面積〉 きゅうり 0.55 ha 〈経営面積〉 0.55 ha	〈資本装備〉 簡易ビニールハウス 1,500 m ² トラクター(30ps) 1 台 動力噴射機(自走式) 1 台 温風暖房機 1 台 他 〈その他〉 ・露地普通、半促成+抑制の組合せ ・収穫期を中心に雇用を導入
16	野菜専作	〈作付面積〉 ピーマン 0.6 ha 〈経営面積〉 0.6 ha	〈資本装備〉 簡易ビニールハウス 6,000 m ² トラクター(20ps) 1 台 動力噴射機(自走式) 1 台 他 〈その他〉 ・雨除け栽培 ・収穫期を中心に雇用を導入
17	花き専作	〈作付面積〉 りんどう 0.9 ha トルコギキョウ 0.1 ha 〈経営面積〉 1.0 ha	〈資本装備〉 簡易ビニールハウス 1,000 m ² トラクター(20ps) 1 台 動力噴射機(自走式) 1 台 フラワーバインダー 1 台 他 〈その他〉 ・りんどうについては極早生、早生、晩生、極晩生品種の組み合わせ
18	花き専作	〈作付面積〉 小菊 2.0 ha 〈経営面積〉 2.0 ha	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1 台 動力噴霧機(自走式) 1 台 フラワーバインダー 1 台 他 〈その他〉 ・8月咲きと9月咲き、10月咲きの組み合わせ

No	営農類型	経営規模	生産方式
19	果樹	〈作付面積〉 りんご 2.0 ha 〈経営面積〉 2.0 ha	〈資本装備〉 トラクター(20ps) 1台 スピードスプレーヤー 1台 ロータリーモア(乗用) 1台 他 〈その他〉 ・早生、中生、晩生の組み合わせ ・共同選別の実施
20	工芸作物専作	〈作付面積〉 葉たばこ 2.4 ha 〈経営面積〉 2.4 ha	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1台 たばこ管理作業舎車(高架型) 1台 たばこ幹刈機 1台 他 〈その他〉 ・トラクター作業が可能なほ場条件の整備 ・施設、機械導入は補助事業を活用
21	酪農専作	〈作付面積等〉 経産牛 42頭 飼料作物 3.0 ha 牧草 13.0 ha 〈経営面積〉 16.0 ha	〈資本装備〉 畜舎 680㎡ トラクター(50ps、85ps) 2台 パイプラインミルクカー 1台 他 〈その他〉 ・月2回ヘルパー利用 ・ほ場の集団化 ・コーンハーベスタ等飼料調製用機械の共同所有、共同作業
22	肉用牛(一貫)	〈作付面積等〉 黒毛和種(繁殖) 24頭 黒毛和種(肥育) 64頭 牧草 5.5 ha 〈経営面積〉 5.5 ha	〈資本装備〉 畜舎 680㎡ トラクター(50ps) 1台 他 〈その他〉 ・繁殖牛公共牧場預託 ・ほ場の集団化
23	肉用牛(繁殖) + 水稻	〈作付面積等〉 黒毛和種 25頭 牧草 3.6 ha 水稻 3.1 ha 〈経営面積〉 6.7 ha	〈資本装備〉 畜舎 300㎡ トラクター(50ps) 1台 他 〈その他〉 ・繁殖牛公共牧場預託 ・ほ場の集団化 ・コンバイン等の共同所有、共同作業
24	肉用牛(肥育) + 飼料用米	〈作付面積等〉 黒毛和種 100頭 牧草 3.5 ha 飼料用米 13.0 ha 〈経営面積〉 16.5 ha	〈資本装備〉 畜舎 610㎡ トラクター(50ps) 2台 田植機(6条) 1台 コンバイン(4条) 1台 他 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・飼料用米は直播栽培を導入

No	営農類型	経営規模	生産方式
25	養豚専作	〈飼育頭数〉 繁殖雌豚 100 頭	〈資本装備〉 種豚舎 351 m ² 子豚舎 194 m ² 肥育舎 640 m ² 分娩舎 204 m ² 他 〈その他〉 ・繁殖・肥育の一貫経営
26	肉用鶏専作	〈飼育羽数〉 肉用鶏 20,000 羽	〈資本装備〉 鶏舎 2,310 m ² 他 〈その他〉 ・自動給餌等省力管理方式の導入 ・年5回出荷

別紙2 (第2の1(2)関係)
 [リーディング経営体]

No	営農類型	経営規模	生産方式
1	水稻 + 小麦	〈作付面積〉 水稻 25.0 ha 小麦 11.0 ha 〈経営面積〉 36.0 ha (うち借地 15.0 ha)	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 2台 田植機(6条) 2台 乗用管理機 1台 コンバイン(5条) 2台 乾燥機(3.2t) 3台 他 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・必要に応じ、園芸品目、農産加工の導入
2	野菜専作	〈作付面積〉 トマト 1.2 ha 〈経営面積〉 1.2 ha	〈資本装備〉 簡易ビニールハウス 12,000 m ² トラクター(20ps) 1台 動力噴射機(自走式) 1台 養液土耕栽培システム 1式 他 〈その他〉 ・養液土耕栽培 ・収穫期を中心に雇用を導入
3	酪農専作	〈作付面積等〉 経産牛 90頭 飼料作物 5.0 ha 牧草 30.0 ha 〈経営面積〉 35.0 ha	〈資本装備〉 畜舎 1,080 m ² トラクター(50ps、105ps) 2台 ミルキングパーラー 1台 他 〈その他〉 ・フリーストール方式の導入
4	酪農専作(飼料生産外部委託)	〈作付面積等〉 経産牛 90頭 〈経営面積〉 35.0 ha	〈資本装備〉 畜舎 1,080 m ² トラクター(50ps) 1台 ミルキングパーラー 1台 他 〈その他〉 ・TMRセンター利用 ・フリーストール方式の導入

別紙3 (第2の1(3)関係)
〔集落型の農業法人〕

No	営農類型	経営規模	生産方式
1	水稻 + 小麦 主たる従事者2人 (参考) 構成員の労賃・地 代収入合計額 441万円	〈作付面積〉 水稻 26.0 ha 小麦 14.0 ha 〈経営面積〉 40.0 ha (うち借地 40.0 ha)	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 2台 田植機(6条) 2台 麦播種機(点播4条) 1台 乗用管理機 1台 コンバイン(5条) 2台 乾燥機(5t) 3台 他 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・必要に応じ、園芸品目、農産加工、直 売等関連事業の導入
2	水稻 + 大豆 主たる従事者2人 (参考) 構成員の労賃・地 代収入合計額 425万円	〈作付面積〉 水稻 26.0 ha 大豆 14.0 ha 〈経営面積〉 40.0 ha (うち借地 40.0 ha)	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 2台 田植機(6条) 2台 大豆播種機(点播4条) 1台 乗用管理機 1台 コンバイン(5条) 2台 普通型コンバイン 1台 乾燥機(3.2t) 3台 静置式乾燥機(1.8t) 2台 他 〈その他〉 (No1に同じ)
3	水稻 + 小麦 + 大豆 + そば 主たる従事者4人 (参考) 構成員の労賃・地 代収入合計額 1,036万円	〈作付面積〉 水稻 60.0 ha 小麦 15.0 ha 大豆 15.0 ha そば 7.0 ha 〈経営面積〉 97.0ha 97.0 ha (うち借地 90.0 ha)	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 4台 田植機(6条、直播オプション一式) 2台 大豆播種機(点播4条) 1台 乗用管理機 1台 コンバイン(4条) 2台 普通型コンバイン 1台 乾燥機(3.2t) 3台 静置式乾燥機(1.8t) 2台 他 〈その他〉 ・水稻は移植、直播各30.0haで収穫期を ずらすことで機械を共有 ・そばは小麦、大豆の裏作 ・ほ場の集団化 ・必要に応じ、園芸品目、農産加工、直 売等関連事業の導入 ・その他、No1に同じ
4	水稻 + りんどう 主たる従事者2人 (参考) 構成員の賃金・地 代収入合計額 976万円	〈作付面積〉 水稻 26.0 ha りんどう 2.0 ha 〈経営面積〉 28.0 ha (うち借地 28.0 ha)	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 2台 田植機(6条) 2台 コンバイン(5条) 2台 乾燥機(5t) 3台 動力噴霧機(自走式) 1台 フラワーバインダー 1台 他 〈その他〉 ・ほ場の集団化

別紙4 (第2の1(4)関係)
 [新たに農業経営を営もうとする青年等]

No	営農類型	経営規模	生産方式
1	野菜専作	〈作付面積〉 きゅうり 0.2 ha 〈経営面積〉 0.2 ha	〈資本装備〉 簡易ビニールハウス 2,000 m ² トラクター(20ps) 1台 動力噴霧機(自走式) 1台 温風暖房機 1台 他 〈その他〉 ・半促成+抑制の組合せ ・機械施設は中古(標準価格の1/2) ・単収は19t/10a
2	野菜専作	〈作付面積〉 きゅうり 0.2 ha 〈経営面積〉 0.2 ha	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1台 管理機(ロータリー付) 1台 マルチャー(管理機用) 1台 マルチスプレーヤ(クローラ自走式) 1台 他 〈その他〉 ・露地栽培 ・機械施設は中古(標準価格の1/2) ・単収は12t/10a
3	野菜専作	〈作付面積〉 トマト 0.2 ha 〈経営面積〉 0.2 ha	〈資本装備〉 簡易ビニールハウス 2,000 m ² トラクター(20ps) 1台 動力噴霧機(自走式) 1台 養液土耕栽培システム 1式 他 〈その他〉 ・夏秋どり、養液土耕栽培 ・機械施設は中古(標準価格の1/2、ただし養液土耕栽培システムは除く) ・単収12t/10a
4	野菜専作	〈作付面積〉 ミニトマト 0.12 ha 〈経営面積〉 0.12 ha	〈資本装備〉 簡易ビニールハウス 1,200 m ² トラクター(20ps) 1台 動力噴射機(自走式) 1台 ミニトマト選別機 1台 他 〈その他〉 ・夏秋どり、自動かん水、土耕栽培 ・機械施設は中古(標準価格の1/2) ・単収は6.5t/10a
5	野菜専作	〈作付面積〉 ピーマン 0.2 ha 〈経営面積〉 0.2 ha	〈資本装備〉 簡易ビニールハウス 2,000 m ² トラクター(20ps) 1台 動力噴霧機(自走式) 1台 他 〈その他〉 ・雨よけハウス栽培 ・機械施設は中古(標準価格の1/2) ・単収は9t/10a

No	営農類型	経営規模	生産方式
6	野菜専作	〈作付面積〉 ピーマン 0.4 ha 〈経営面積〉 0.4 ha	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1台 動力噴霧機(自走式) 1台 マルチャー(管理機用) 1台 他 〈その他〉 ・露地栽培 ・機械施設は中古(標準価格の1/2) ・単収は5t/10a
7	野菜専作	〈作付面積〉 ほうれんそう 0.4 ha 〈経営面積〉 0.4 ha	〈資本装備〉 簡易ビニールハウス 4,000 m ² トラクター(25ps) 1台 真空播種機(人力、2条) 1台 ほうれんそう調製機(全長300cm) 1台 野菜フィルム包装機(計量機付) 1台 予冷库(1坪) 1台 他 〈その他〉 ・4月～12月連続どり、4回転 ・機械施設は中古(標準価格の1/2) ・単収は0.8t/10a(1回転当たり)
8	野菜専作	〈作付面積〉 ねぎ 1.8 ha 〈経営面積〉 1.8 ha	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1台 動力噴霧器(可搬式) 1台 管理機(ねぎ専用) 1台 ねぎ堀取機(トラクター用) 1台 ねぎ皮むき機 1台 他 〈その他〉 ・機械施設は中古(標準価格の1/2) ・単収は2.5t/10a
9	野菜専作	〈作付面積〉 アスパラガス 0.7 ha 〈経営面積〉 0.7 ha	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1台 動力噴霧器(自走式) 1台 フロントローダ(バケット付き) 1台 マニュアルプレッダ(牽引式) 1台 刈払機(肩掛式) 1台 他 〈その他〉 ・2季どり ・機械施設は中古(標準価格の1/2) ・単収は0.8t/10a
10	菌茸専作	〈作付面積等〉 生しいたけ 28,000 玉	〈資本装備〉 ウレタン吹き付けハウス 646 m ² 温風暖房機 1台 予冷库(1坪) 1台 他 〈その他〉 ・菌床、春夏、秋冬発生型栽培 ・機械は中古(標準価格の1/2) ・施設は補助事業を活用 ・単収は900kg/1,000玉

No	営農類型	経営規模	生産方式
11	花き専作	〈作付面積〉 りんどう 0.38 ha 〈経営面積〉 0.38 ha	〈資本装備〉 トラクター(20ps) 1台 動力噴霧機(自走式) 1台 下葉取り機 1台 結束機 1台 他 〈その他〉 ・早生8月収穫0.2ha+晩生9月収穫0.18ha ・単収は早生30,000本/10a, 晩生42,000本/10a(3年目以降)
12	花き専作	〈作付面積〉 小ぎく 0.8 ha 〈経営面積〉 0.8 ha	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1台 管理機(ロータリー式) 1台 動力噴霧器(自走式・背負式) 各1台 マルチャー(管理機用) 1台 花き乾燥機 1台 簡易ビニールハウス 1棟 他 〈その他〉 ・単収は25,000本/10a

* 労働力構成として経営主1名とその家族等1名程度で営まれることを想定

別紙5（第5の6（1）カ関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）、農地法施行令第2条第2項第3号に規定する一般社団法人又は一般財団法人（ただし、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号イに掲げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）
 - ・・・それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金助成法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙6（第5の6（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる機関その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間から見て3年とすることが相当でないとは認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供している借賃情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の農地について算定される借賃の額を基礎と市、当該採草放牧地の採算力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、市が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。</p>

II 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定等又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>2 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、委託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営委託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎に、それぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに、所有権の移転を受ける者が、所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行うも者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、独立行政法人農業者年金基金及び公益社団法人岩手県農業公社が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、独立行政法人農業者年金基金及び公益社団法人岩手県農業公社の定めるところによるものとする。</p>